

平成19年度実績評価書要旨

評価実施時期：平成19年8月

担当部局名：雇用均等・児童家庭局育成環境課

施策名	子育て家庭の生活の安定を図ること (VI-2-4)		政策体系上の位置付け																															
			基本目標VI 男女がともに能力を發揮し、安心して子どもを産み育てることなどを可能にする社会づくりを推進すること 施策目標2 利用者のニーズに対応した多様な保育サービスなどの子育て支援事業を提供し、子どもが健全に育成される社会を実現すること																															
施策の概要	児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上に資することを目的とする。																																	
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	【評価結果の概要】 児童手当制度は、児童養育家庭の生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全育成及び資質の向上に資するという政策目的に対し有効かつ効率的な制度であり、児童手当の妥当性について子どものいる世帯の約7割が支持するという高い評価結果が出ている。これは、児童手当に対する国民のニーズに対応しつつ児童手当制度を認定、支給事務処理を含め適正に運営してきた成果の一つとして評価できるとともに、適時の制度拡充により児童手当支給件数も増加していること等から、目標達成に向けて進展があったと考える。なお、経済的支援としての児童手当は、仕事と子育ての両立の推進、保育サービスの充実など各種施策が総合的に講じられることでより効果が發揮されるものと考えられる。 (評価結果の分類) 施策目標の達成に向けて進展しており、現在の取組を続ける																																	
	【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】																																	
	<table border="1"> <tr> <td colspan="7">施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>H14</td> <td>H15</td> <td>H16</td> <td>H17</td> <td>H18</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>児童手当支給件数(単位：万件) (-)</td> <td>688</td> <td>693</td> <td>964</td> <td>960</td> <td>集計中</td> </tr> <tr> <td colspan="7">(調査名・資料出所、備考) ・指標1は、雇用均等・児童家庭局の平成17年度児童手当事業年報による。 ・平成18年度の数值は、平成19年10月に確定値等を公表予定である。 ・平成16年4月の制度改正により、手当の支給対象が小学校就学前から小学校第3学年修了前まで拡大。 ・平成18年4月の制度改正により、手当の支給対象が小学校第3学年修了前から小学校修了までに拡大し、また、支給率が85%から90%となるよう所得制限を緩和。</td> </tr> </table>							施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)									H14	H15	H16	H17	H18	1	児童手当支給件数(単位：万件) (-)	688	693	964	960	集計中	(調査名・資料出所、備考) ・指標1は、雇用均等・児童家庭局の平成17年度児童手当事業年報による。 ・平成18年度の数值は、平成19年10月に確定値等を公表予定である。 ・平成16年4月の制度改正により、手当の支給対象が小学校就学前から小学校第3学年修了前まで拡大。 ・平成18年4月の制度改正により、手当の支給対象が小学校第3学年修了前から小学校修了までに拡大し、また、支給率が85%から90%となるよう所得制限を緩和。					
施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)																																		
		H14	H15	H16	H17	H18																												
1	児童手当支給件数(単位：万件) (-)	688	693	964	960	集計中																												
(調査名・資料出所、備考) ・指標1は、雇用均等・児童家庭局の平成17年度児童手当事業年報による。 ・平成18年度の数值は、平成19年10月に確定値等を公表予定である。 ・平成16年4月の制度改正により、手当の支給対象が小学校就学前から小学校第3学年修了前まで拡大。 ・平成18年4月の制度改正により、手当の支給対象が小学校第3学年修了前から小学校修了までに拡大し、また、支給率が85%から90%となるよう所得制限を緩和。																																		
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)																															
	第166回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説	平成19年1月26日	「児童手当の乳幼児加算を創設し、3歳未満の第1子、第2子に対する手当を倍増し、一律1万円とします。」																															